

被災した家財・家電・自動車の買換え・修繕への補助金

平成27年9月関東・東北豪雨災害において被災した家財・家電・自動車の買換え・修繕に要する費用に対し、補助金を交付します。

◆対象:【家財・家電】市内に住所を有する「床上浸水被害」を受けた被災世帯
【自動車】市内に住所を有する被災世帯

※事業者は対象となりません。ただし、居住する住宅において事業を営む場合(店舗併用住宅など)は、住宅用に使用する「家財・家電」および事業用以外で使用する「自家用自動車」は対象となります。

◆補助対象経費:被災した家財・家電・自動車の買換え・修繕に要した経費

※補助対象経費の一例

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 家財 | 布団、ガスコンロ、ベッド、食器棚、タンス、カーテン、机、いす など |
| 家電 | 冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、ストーブ、扇風機、テレビ、電話 など |
| 自動車 | 車、バイク、原付バイク |

※災害により買換え、修繕が必要となったもののみ対象となります。

※災害に関連し市が実施する他の補助金の対象となるものについては、本補助金の対象外となります。

※保険金等により補填された金額は除きます。

◆補助額

| 対象 | 補助額 | 上限額 | 条件 |
|-------|------------|--------------|--------------------------|
| 家財・家電 | 補助対象経費の20% | 10万円(1世帯につき) | ・家財及び家電の合算額 ・床上浸水世帯のみ |
| 自動車 | 補助対象経費の20% | 10万円(1台につき) | 1世帯につき 上限20万円 |

◆申請期限等

【家財・家電】3月31日(木)まで(2月29日までに支払いの完了したものに限り)

【自動車】10月10日(月)まで(9月9日までに支払いの完了したものに限り)

※申請は1世帯につき「家財・家電」で1回、「自動車」で2回までとします。

◆必要書類

○(世帯主の)印かん ○(世帯主名義の)通帳

【家財・家電の場合】○購入・修繕に要した費用が分か

る領収書・レシート(日付、明細が分かるもの)

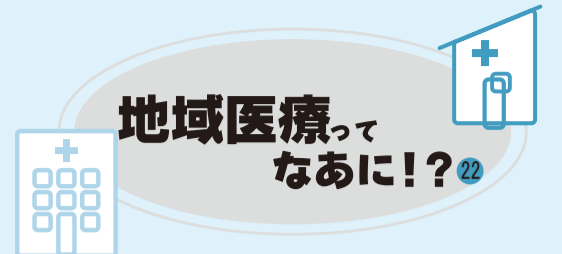
【自動車の場合】○購入・修繕に要した費用が分かる領収書・レシート・契約書など(日付、金額、車種やナンバー(車台番号、型式でも可)の記載があるもの)

○廃車に関する書類、修理店の修理明細書など(日付・車種・ナンバー・所有者名(使用者名)等の記載があるもの)

○購入・修繕した自動車の車検証

◆申請先 本 社会福祉課、各総合支所健康福祉課

◆問合せ先 本 社会福祉課 ☎(21) 2207



とちぎメディカルセンターしもつが 病院見学会(第2回)

一般財団法人とちぎメディカルセンターが整備を進める『とちぎメディカルセンターしもつが』にて、病院の概要説明及び施設見学を行います。前回11月に続き2回目の開催です(一般社団法人とちぎメディカルセンター主催)

※多くの方が見学できるよう、前回参加された方の申し込みはご遠慮ください。

◆日時 1月14日(木)、15日(金)
①10時~②13時~③15時~
計6回開催

◆場所 とちぎメディカルセンターしもつが(大平町川連)

◆対象 市内在住の方(18歳以上)

◆定員 各回20人(申込先着順)

◆参加費 無料

◆申込 1月5日(火)~8日(金)
とちぎメディカルセンター法人本部☎(20) 1281に
電話(9時~17時)にて申し込みください。申し込みの際は、保険加入等のため、住所・氏名・生年月日・電話番号をお伝えください。

◆問合せ先 とちぎメディカルセンター法人本部☎(20) 1281

本 地域医療対策室 ☎(21) 2336

栃木市万町9番25号
栃木市役所秘書広報課内

栃木市長 鈴木俊美 行

「市長へのアイデア直通便」~あなたが創造する“未来都市”とちぎ~ 在中



差出有効期間
平成28年2月
10日まで

32818790

<山折り>

受付期間は平成28年1月31日(日)までです。

